短期入所生活介護　あいの郷　運営規程

第1章　事業の目的及び運営方針等

（目的）

第１条　社会福祉法人福智会が運営する併設型・空床型ユニット型指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業者」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設でユニット型指定短期入所生活介護サービスの提供にあたる従業者（以下「従業者」という）が、利用者に対し、適正な併設型・空床型ユニット型指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　従業者は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　１　　名称：短期入所生活介護　あいの郷

　　　　所在地：奈良県大和郡山市発志院町１８４番地２

第2章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条　事業所の従事者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

　１　　管理者　1名

　　　　管理者は、事業所従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に、この規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

　２　　生活相談員　1名

　　　　利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

　３　　介護職員　指定基準人数以上

　　　　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。

　４　　看護職員　1名以上

　　　　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。

　５　　機能訓練指導員　1名

　　　　利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

　６　　管理栄養士　1名

　　　　利用者の食事に関して適切な栄養管理を行う。

　７　　事務員　1名

　　　　必要な事務を行う。

８　　嘱託医師　　１名

　　　　入所者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

第3章　利用定員と送迎

（利用の定員）

第5条　事業所の定員は、10名（１ユニット）とする。

（通常の事業・送迎の実施地域）

第６条　通常の事業実施地域・送迎の実施地域は、下記のとおりとする。

　　　　大和郡山市・奈良市・木津川市・生駒市・天理市・桜井市・橿原市・大和高田市・平群郡・斑鳩町・三郷町・三宅町・上牧町・田原本町・広陵町

第4章　設備及び備品等

（居室）

第７条　事業者は、利用者の居室には、ベッド・ナースコール・チェスト・テレビ等を備品として備える。

（共同生活室）

第8条　必要な広さを有するものとし、必要な備品を備える。

（浴室）

第9条　事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

（洗面所及び便所）

第１０条　事業者は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設ける。

第５章　同意と契約

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第１１条　事業者は、サービス提供の開始に際して、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

（受給資格等の確認）

第１２条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第６章　サービスの提供

（短期入所生活介護計画の作成）

第１３条　利用期間が４日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成し、利用者及びご家族に説明し、同意を得る。

(サービスの取扱方針)

第１４条　事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自律した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

　　２　　サービスを提供するにあたっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

　　３　　事業者は、サービスを提供するにあたって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

　　４　　事業者は、サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

　　５　　事業者は、サービスを提供するにあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

　　６　　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

（短期入所生活介護の内容）

第１５条　短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

　　一　　日常生活上の介護

　　二　　食事の提供

　　三　　機能訓練

　　四　　健康管理

　　五　　相談・援助

　　六　　送迎

（食事の提供）

第１６条　食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切

な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能なかぎり離床して食堂で行うよう支援する。

　　２　　食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

　　　　　　朝食　　６：３０～　８：３０

　　　　　　昼食　１１：００～１３：００

　　　　　　夕食　１７：００～１９：００

（相談及び援助）

第１７条　事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

（機能訓練）

第１８条　事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

（健康管理）

第１９条　事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

（その他のサービスの提供）

第２０条　事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。

　　２　　事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用料等）

第２１条　事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の一割とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示の額とする。

　　２　　前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

　　　　　ただし、食費、居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

　　　　　（１）食費　　　　　　　　　　　（日額）1,600円

　　　　　　　　朝食　３５０円　昼食　５６０円　おやつ　１４０円　夕食　５５０円

　　　　　（２）滞在費・ユニット型個室　　（日額）2,066円

　　　　　（３）日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められる費用。

　　３　　前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明

をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

（利用料の変更等）

第２２条　事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

　　２　　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し。同意を得るものとする。

第７章　留意事項

（喫煙）

第２３条　喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

（飲酒）

第２４条　飲酒は、他の入居者等へ迷惑をかけず、健康を害さない範囲とする。

（衛生保持）

第２５条　利用者は生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

（禁止行為）

第２６条　利用者は、事業所で次の行為をしてはいけない。

　　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵

すこと。

　　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　　三　事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

　　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第２７条　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

　　一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態

の態度を増進させたと認められるとき。

　　二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第８章　従業者の服務規程と質の確保

（従業者の服務規程）

第２８条　従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

（衛生管理）

第２９条　従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

　　２　　感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

（従業者の質の確保）

第３０条　事業者は、従業者の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保する。

（個人情報の保護）

第３１条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

　　２　　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

　　４　　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

　　５　　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章　緊急時、非常時の対応

（緊急時の対応）

第３２条　従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、すみやかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

（事故発生時の対応）

第33条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、すみやかに市町村及び利用者の家族等に連絡することとし、必要な措置を講ずるものとする。

　　２　　事業者は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

（非常災害対策）

第３４条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

　　２　　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練を実施する。

　　３　　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られる

　　　　　よう連携に努めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第３５条　施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措

を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果

について従業者に周知徹底を図る

1. 虐待防止のための指針の整備
2. 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
3. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束）

第３６条　施設は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを

　　　　 得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない

　　　　　やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心

　　　　　身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　　施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
2. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
3. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第１０章　その他

（地域との連携）

第３７条　事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

（勤務体制等）

第３８条　事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

　　２　　利用者に対するサービスの提供は、事業所の事業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

　　３　　事業者は、従事者の資質の向上のための研修の機会を設ける。

（記録の整備）

第３７条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

　　２　　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（苦情処理）

第３９条　事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

　　２　　事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

　　３　　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

　　４　　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、奈良県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、奈良県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

（掲示）

第４０条　事業所内の見やすい場所、または、法人ホームページに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示・公表する。

（運営に関する留意事項）

第４１条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、ご有無の執行体制についても検証、整備する。

　　１　　採用時研修　採用後１ケ月以内

　　２　　継続研修　　年２回

第４２条　施設は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

　　　２　施設は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

　　　３　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

　　　４　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（その他）

第４３条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則　　　この規程は、平成２４年９月１日から施行する。

　　　　　変更後の第1条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

　　　　　変更後の第21条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

　　　　　変更後の第21条・第32条・第42条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

変更後の第21条の規定は、令和6年8月1日から施行する

短期入所生活介護　あいの郷

運営規程